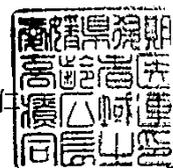


愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第7号

愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第14号）第4条の規定により、平成25年度における愛媛県後期高齢者医療広域連合の人事行政の運営等の状況について、別紙のとおり公表する。

平成26年8月13日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野志 克仁



愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

1. 任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県内の構成市町から派遣されており、職員は派遣元市町と広域連合との身分を併任しています。

(1) 職員数（平成25年4月1日現在）

平成24年度	平成25年度	対前年増減数
25人	25人	0人

(2) 派遣元ごとの職員数

市町名	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	計
平成25年度	6人	3人	2人	1人	2人	2人	1人	1人	2人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	25人

(3) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）

区分	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	2人	5人	7人	2人	1人	3人	0人	25人

(4) 職員の平均年齢（平成25年4月1日現在）

39.2歳

2. 給与の状況

市町から派遣されている職員の給与は、派遣元市町から毎月支給されており、年度末に派遣元で支給された給与相当額を広域連合から負担金として派遣元へ支払います。

平成25年度の派遣職員給与等負担金額は、171,537千円です。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

(2) 休暇

種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日）
	療養休暇	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> 公民権の行使：必要と認められる期間 産前休暇：8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで 産後休暇：出産後8週間 忌引：父母の場合7日など 結婚休暇：連続する7日 ボランティア休暇：5日を超えない範囲で必要と認められる期間 夏季休暇：3日
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

4. 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成25年度において、処分はありません。

(2) 懲戒処分の状況

平成25年度において、処分はありません。

5. 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

延べ件数 14件

(2) 営利企業等従事許可の状況

延べ件数 0件

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修

職員は広域連合にて実施する新任職員研修のほか、派遣元市町が実施する研修にも参加しています。

(2) 勤務成績の評定

勤務成績の評定については、派遣元市町において行われます。

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

職員は、派遣元市町が実施する健康診断を受診することとなっていますが、派遣元市町での受診が困難である場合は、広域連合が実施する健康診断を受診します。

平成25年度は6名が受診しました。

(2) 公務災害補償の状況

平成25年度において、実績はありません。

8. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度の措置要求事案はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度の不服申立て事案はありません。